

在宅介護支援センター晃南運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光風会が開設する在宅介護支援センター晃南（以下「事業者」という。）が行う居宅介護支援事業及び介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の介護支援専門員は、要介護者等の希望を受け、要介護者等の心身の状況に応じた介護サービス等の利用計画を作成する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 在宅介護支援センター晃南

2 所在地 小山市乙女795

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の提供にあたるものとする。

2 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成にあたる。

3 主任介護支援専門員 1名以上

主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、事業者の介護支援専門員に対する助言・指導を行うとともに、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、電話相談については年中無休とする。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話相談については24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業内容及び利用料)

第6条 事業の内容は相談、援助業務とし、介護サービス計画等の作成を提供した場合の利用料は、法定代理受領サービスとなり全額保険給付とする。

2 次条の通常の実施区域を越えておこなう指定事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 事業所から、片道おおむね 10 キロメートル未満 100 円
- 2 事業所から、片道 10 キロメートル以上は、1 キロ増すごとに 10 円を加算する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（事故発生時における対応方法）

第7条 介護支援専門員は、業務実施中に利用者の病状に急変その他事故等緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業者が、利用者に対して行う居宅介護支援及び介護予防支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事業者が利用者に対して行った居宅介護支援及び介護予防支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、居宅介護支援事業は小山市、野木町の全区域とし、介護予防支援事業は小山市の全区域とする。

（個人情報の保護）

第9条 事業者は、利用者及び家族の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及び家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（苦情の体制）

第10条 事業者は、苦情対応を隨時受け付ける。事業所、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業者は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 繼続研修 年4回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光風会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
 - 4 上記1～3までを適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等・業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症の発生及びまん延等を防止する為、委員会の設置開催、指針の整備・計画の策定、必要な研修及び訓練を実施するものとする。また、自然災害が発生した場合においても指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、利用者が継続して指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を受けられるよう、計画の策定、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第14条 事業者は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を確保する観点から、必要な体制の整備、担当者の配置などの適切なハラスメント防止の対策を行うものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第15条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。